

新形コロナウイルス感染症に関する当協会の対応について

東京・神奈川・埼玉・千葉の4都県を対象区域とした「緊急事態宣言」が発令されました。不要不急の外出自粛、特に20時以降の徹底した不要不急の外出自粛を要請されています。当社においても、下記対応を再徹底してまいります。

記

1. 勤務形態について

- ① 時差通勤の積極的活用、テレワークによる営業活動推進等「新しい就業形式」の継続
- ② 業務を再度見直し、20時以降の残業は原則禁止
- ③ 事務所内の定期的な換気

2. 会議、セミナー等について

密閉・密集・密接を避ける対策として以下の通り実施する。

- ① 多人数の社内会議の自粛
- ② 社外での会議、セミナー参加の自粛
- ③ 不要不急の出張自粛
- ④ テレワークによる会議実施推進
- ⑤ 宴席の自粛
- ⑥ LINE、もしくは電話による個人面談の実施
- ⑦ 動画配信による運転者向けセミナーの開催

3. 社内徹底事項

- ① マスク着用、咳エチケット、こまめな手洗い、消毒、検温等体調管理の徹底等
- ② 発熱・咳等風邪等の症状、味覚・聴覚障害等見られる場合は自宅待機の徹底
その場合、有給休暇とは別に状況に応じ特別休暇を付与、その間給与全額支給
- ③ 身近に感染者または濃厚接触者と認定された人がいる場合は会社に報告
- ④ 来館者の発熱／検疫強化対象地域滞在（過去2週間以内）の確認等

4. 個人の行動について

感染対策として（プライベート含む）

- ① 外食自粛。特に飲酒を伴う外食やカラオケは控える
- ② 20時以降の外出自粛
- ③ 映画館、スポーツクラブ等は感染対策がされている施設以外の出入りは控える

5. 社内感染者発生時対応

保健所の指導のもと次の対応を実施する。

- ① 濃厚接触者を特定し、健康状態を観察する
- ② 該当者は自宅待機または在宅勤務として取引先との接触を禁止
- ③ オフィスを消毒し、執務環境の安全を確保
- ④ 濃厚接触者の周辺者についても自宅待機または在宅勤務とする
- ⑤ 自宅待機とした者については、通常の有給休暇とは別に状況に応じて特別休暇を付与し、その間の給与は全額支給する

以上